

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	19,316,000	令和7年9月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

令和7年10月、11月は案件がありませんでした。

随意契約理由はこちら keivaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeirivuu.pdf

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通Japan株式会社

3 随意契約理由

本業務は、電話による定型的な問合せに対して、24時間365日、職員を介さずに自動で応答を行うシステムを導入することで、市民サービスの向上と職員の業務負担の軽減を図ることを目的としている。

予定価格の範囲内で本目的にかかる最大の効果を得るためには事業者の提案する創意工夫等が必要不可欠であり、サービス内容によって得られる効果には、相当程度の差異が生じると認められるため、競争入札には適さない。

本業務では、全市的に定型的な電話問い合わせが多い住民登録に関する業務を対象としており、主な利用者は一般市民である。利用者の年齢層や家族構成、職業は多岐にわたり、使用される通信機器は固定電話からスマートフォンまで幅広いため、多様なユーザー環境に対し高い利便性を提供する対応が求められる。また、区役所DX推進事業として、最終的には全区での実施を想定しており、旭区と住吉区で先行的に実施する本業務においては、導入効果の測定や課題改善を十分に行う必要がある。

以上を踏まえ、本業務の実施には高度な技術力と専門知識が必要となるため、これらを有する事業者から優れた提案を受け、本事業の効果を最大限発揮する方法を選択することができる公募型プロポーザル方式を採用することとした。

学識経験者等で構成する「令和7年度 区役所受電自動応答システム構築・運用保守業務委託公募型プロポーザル方式事業者選定会議」において審査した結果、最も優れた企画提案事業者として富士通Japan株式会社が選定された。

以上のことから、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 総務課（電話：06-6957-9625）